

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年3月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000110 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000084 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 25 年 9 月から平成 27 年 6 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までの標準報酬月額については、28 万円から 32 万円、平成 26 年 9 月から平成 27 年 6 月までの標準報酬月額については 30 万円から 32 万円とする。

平成 25 年 9 月から平成 27 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から平成 29 年 7 月 1 日まで

A 社に勤務していた全期間において、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が低い。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 25 年 9 月から平成 27 年 6 月までについては、請求者が提出した A 社に係る給料支払明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までは 28 万円、平成 26 年 9 月から平成 27 年 6 月までは 30 万円）と同額か下回っていること及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認又は推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成 25 年 9 月から平成 27 年 6 月までの標準報酬月額については、厚生年金特例法による訂正は認められない。

また、平成 25 年 9 月から平成 27 年 6 月までの期間については、前述の給料支払明細書により、毎年の標準報酬月額の基礎となる 4 月から 6 月までに支払われた報酬月額を確認できることから、平成 25 年 9 月から平成 27 年 6 月までの標準報酬月額については、32 万円に訂正する

ことが必要である。

なお、平成 25 年 9 月から平成 27 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成 24 年 5 月から平成 25 年 8 月までの期間及び平成 27 年 7 月から平成 29 年 3 月までの期間については、請求者が提出した A 社に係る給料支払明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額か下回っていることが確認又は推認できることから、厚生年金特例法による訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成 24 年 5 月から平成 25 年 8 月までの期間については、毎年の標準報酬月額の基礎となる 4 月から 6 月までに支払われた報酬月額を確認できないことから、また、平成 27 年 7 月から平成 29 年 3 月までの期間については、前述の給料支払明細書により、毎年の標準報酬月額の基礎となる 4 月から 6 月までに支払われた報酬月額を確認できるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額か下回っていることが確認できることから、いずれの期間も厚生年金保険法による訂正は認められない。

- 3 請求期間のうち、平成 13 年 11 月から平成 24 年 4 月までの期間及び平成 29 年 4 月から同年 6 月までの期間については、A 社から当該期間における給料支払明細書、賃金台帳等の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料の提出は無く、また、請求者も給料支払明細書等を所持していないことから、請求者が主張する報酬月額が給与として支給され、その給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認できない。

このほか、請求者の平成 13 年 11 月から平成 24 年 4 月までの期間及び平成 29 年 4 月から同年 6 月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 13 年 11 月から平成 24 年 4 月までの期間及び平成 29 年 4 月から同年 6 月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900262 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000082 号

第 1 結論

平成 16 年 12 月及び平成 18 年 12 月について、請求者の A 商工会における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 12 月
② 平成 18 年 12 月

昭和 57 年から平成 20 年まで A 商工会に勤務していました。その間給与から保険料等差し引かれており、賞与も受け取っていましたので、標準賞与額に係る年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書きでは、請求者が、事業主が請求者に係る厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、請求者は、社会保険事務担当者的上司であり、A 商工会の年 2 回の賞与において、社会保険事務担当者が作成した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を請求者が決裁し、自ら年金事務所へ提出していたと自認している。ただし、請求期間①及び②の賞与支払届を請求者は提出していない。

これらのことから、賞与を支給され、法定の厚生年金保険料率に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたとしても、請求者は、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書きに規定する「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、平成 16 年 12 月及び平成 18 年 12 月について、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900267 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000083 号

第 1 結論

平成 16 年 12 月、平成 18 年 12 月、平成 19 年 7 月及び同年 12 月について、請求者の A 商工会における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 12 月
② 平成 18 年 12 月
③ 平成 19 年 7 月
④ 平成 19 年 12 月

4 回分の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映していないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書きでは、請求者が、事業主が請求者に係る厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、請求期間①から④までの期間において勤務していた複数の者は、請求者は当時社会保険事務及び給与計算事務の担当者であった旨回答している。また、請求者も当時社会保険事務に関与しており、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が未届であることを知り得る立場であったと自認している。

これらのことから、賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたとしても、請求者は、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書きに規定する「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、平成 16 年 12 月、平成 18 年 12 月、平成 19 年 7 月及び同年 12 月について、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。